

ESCO 専門委員会における検討事項等（案）

1. 検討の趣旨

（1）検討の目的

環境配慮契約法は、平成 24 年 11 月に施行後 5 年が経過したところである。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。このため、昨年度は、「法附則第 2 項に基づく専門委員会（以下「5 年目専門委員会」という。）」を設置し、本年度において本格的な検討を実施するため、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとに、国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の締結実績等の状況把握・整理、分析及び課題抽出等を、また、全地方公共団体に対して、環境配慮契約の取組状況や課題等の把握等を目的としたアンケート調査を行った。

その結果、国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約実績が必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあること、法律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が進展していない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であること等が課題として指摘されたところである。

本年度は、5 年目専門委員会において指摘された課題等を踏まえ、環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）の下に ESCO 事業の実施拡大に向けた対象要件の整理、具体的な普及方策等を検討するための「ESCO 専門委員会」及び地方公共団体に対する普及促進方策を検討する「地方公共団体普及促進専門委員会」の 2 つの専門委員会を設置¹し、具体的な検討を実施するものとする。

（2）検討の方法

検討に当たっては、学識経験者、業界団体、事業者等が参画する「ESCO 専門委員会」を設置し、専門委員会における議論を踏まえ、検討を進めるものとする。

2. 検討事項等

昨年度は 5 年目専門委員会において国及び独立行政法人等の契約締結実績、ESCO 事業を実施する場合の障害や課題等の把握を行ったところである。本年度は、昨年

¹ 平成 25 年 7 月 26 日に開催された「第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会」において専門委員会の設置に関して了承済み。

度の検討結果等を踏まえ、以下の調査を実施する。

(1) 国及び独立行政法人等の契約締結実績調査及び詳細調査

国及び独立行政法人等に対しては、平成 24 年度の契約締結実績の調査に当たって、法が施行された平成 19 年度以降の ESCO 事業、フィージビリティ・スタディの実施状況に加え、ESCO 事業には当たらない省エネ機器・設備更新等の事業の実施状況についても調査を実施しているところである。これらの調査結果及び昨年度までの契約締結実績調査結果を踏まえ、対象機関を適切に選定の上、ESCO 事業の普及等に係る追加の詳細調査を実施する。

(2) ESCO 事業者・業界団体への調査

後述する ESCO 事業の対象要件等の整理、ESCO 事業の普及に向けた具体的な方策を検討するため、上記(1)の国及び独立行政法人等を対象とした調査に加え、事業者側からみた ESCO 事業の課題・促進方策等を把握するため、ESCO 事業者・業界団体を対象とした調査を実施する。調査方法としては、簡易なアンケート調査又はヒアリング調査の実施を予定している。また、調査内容としては、特に国において ESCO 事業が普及しない理由や要因、国及び独立行政法人等に適した ESCO 事業の普及促進策、ベストプラクティスの事例収集等を想定している。

(3) ESCO 事業の対象要件等の整理

上記(1)及び(2)の調査結果、及び国及び独立行政法人等に限らず、地方公共団体や民間における ESCO 事業を含めた事例収集を実施し、事業として成立し得る適切な対象要件等の整理を行う。具体的には、収集可能な範囲で ESCO 実施施設等の用途、施設規模、エネルギー消費量(総量・原単位)、築年数又は設備改修経過年数、稼働時間、光熱水費等に係る事例分析を実施し、ESCO 事業の実施対象となる要件(フィージビリティ・スタディを含む)の整理を行う。

なお、現在地方公共団体に対して実施している環境配慮契約に関するアンケート調査のうち、ESCO 事業への取組等に係る調査結果については、本専門委員会における議論に反映するものとする。

(4) 国及び独立行政法人等への普及促進方策の検討

上記(1)～(3)の調査結果を踏まえ、国及び独立行政法人等に対する効果的な普及方策について検討を行い、可能なものから順次実施するものとする。また、ESCO 事業の対象要件に係る情報を調達者に適切に提供するために、必要な提供内容及び提供方法等について検討を行い、対象となる施設に周知していく。

(5) 国庫債務負担年限に係る検討

環境配慮契約法第 7 条の規定により、ESCO 事業の契約に当たっては、10 箇年度以

内の債務負担が可能（通常は5箇年度）となっているところである。

一方、平成24年4月に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、「ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う」こととされている。規制・制度改革に係る方針からの指摘については、最終的に検討会において法施行状況等の検討と併せ結論を導出することとするが、本専門委員会においても、上記(2)の事業者・業界団体への調査、(3)の対象要件等の整理に当たって実施する事例分析の結果等を踏まえ、一定の考え方を示し、検討会に報告するものとする。

3. 環境配慮契約に係る提案について

環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、本年6月3日から6月28日まで提案募集を実施したところ、ESCO事業に関連する提案として、以下の提案が寄せられた。

(1) ESCO事業に関する提案の概要

環境配慮契約法第5条第2項第3号における(ア)「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」に係る定義を変更し、(イ)「省エネルギーサービス事業」としてはどうか

(ア) 「省エネルギー改修事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。」

(イ) 「省エネルギーサービス事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料、水、維持保全等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）を包括的に行うとともに、当該設計等により得られる削減額を保証する事業をいう。」

ESCO事業は、省エネルギー改修を実施し、保証された光熱水費の削減額ですべての事業費を賄うものであり、新たな財政負担を伴わない事業であることから、提案された内容(「省エネルギーサービス事業」)は、ESCO事業の考え方とは異なっている。

なお、提案ではないものの、上記の他にESCO事業の活性化を図るため、ESCO事業に関する法令の整理、地方公共団体・民間事業者のためのガイドラインの作成、ESCO事業普及のための第三者機関の設立等の措置を実施してはどうかとの意見も併せて寄せられている。

(2) 提案に対する対応(案)

省エネルギー改修事業(ESCO事業)の定義については、保証された光熱水費の削

減額ですべての事業費を賄うという原則とする考え方を踏まえれば、定義の変更は不要と考えられる。仮に提案された内容を環境配慮契約法の枠組みで検討する場合は、新たな契約類型として検討することが適当と考えられる。

なお、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る定義の変更を行う場合は、法改正が必要となることから、本専門委員会における検討結果を検討会に報告し、検討会において法の施行状況等の検討に含めて、結論を得ることとする。